まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)【8月分】 <様式 1-2> 申請書【申請施設の情報】

要請期間中、全ての期間にご協力いただいた施設

※ 要請期間は、令和3年8月14日(土)から8月26日(木)までとなります。遅くとも8月17日(火)からご協力いただいたことが、支援金の支給要件となります。協力開始が、8月14日(土)よりも遅れた場合、ご協力いただいた日数に応じた支給金額となります(例えば、8月15日からご協力いただいた場合、支給金額は1日分減額されます)。なお、8月18日(水)以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず支給できません。

取組施設	フリガナ		業種		
	名称		業態		
	住所	₹	電話番号		
	従来の営業時間	: ~ :			
	要請期間の 取組内容及び 協力開始日	要請期間 (8月14日 (遅くとも8月17日) ~8月26日) の全てにおいて、 □ 営業時間は、5時から20時までとしました。 □ 酒類の提供 (利用者による酒類の店内持込みを含む) は行いませんでした。 □ 次の各感染防止対策を実施しました。 ・ 従業員への検査推奨 ・ 入場者の整理、誘導 ・ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・ 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 (すでに入場している者の退場も含む) ・ 施設の換気を行う ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ (0000A) 及び北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ ・ 同一グループの入店は、原則4人以内 ・ 滞在時間の制限 (2 時間程度を目安) などにより同時に多数の人が集まらないようにする ・ 店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う (黙食~食事は静かに、会話はマスク~の実践) など □ 飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行いませんでした。 □ 業種別ガイドラインを遵守しました。 ※上記項目に全て該当することが支援金支給の要件です。 要請期間の要請協力開始日について、いずれかにチェックを入れてください。 □ 令和3年8月14日(土) □8月15日(日) □8月16日(月) □8月17日(火) 要請期間における営業時間を記入してください。 ・ 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
	中小企業(個 人事業者を含 む。以下同	中小企業で、1日当たりの売上高が75,000円以下のため、売上高の確認できる資料の提出を省略し、 支援 金の下限額(3万円/日)で申請される場合、下記にチェックを入れてください。 ※この場合、申請に必要な書類のうち、売上高の確認できる次の資料は提出不要となります。 ・1日当たり売上高を算出した年(2019年又は2020年)の8月の売上台帳等の帳簿の写し ・2020年の確定申告書「別表ー(第一表)」を提出している場合は、2019年の確定申告書「別表ー(第一			
	じ。)の下限額での申請希望	表)」の写し ・(法人) 2020年の法人概況説明書を提出している場合は、2019年の法人事業概況説明書の写し ・(個人) 青色申告決算書の写し、又は白色申告収支内訳書の写し 山 当施設(店舗)については、支援金の下限額で申請します。			

※ 複数施設を申請する場合は、このページと次のページをコピーして使用してください。